

北海道海面利用協議会の概要について

1 北海道海面利用協議会について

目的

「海面利用協議会の設置について」（水産庁長官通達）に基づき、海面利用の調整に関し、関係者から意見を聴取する。

当協議会は、海面における漁業と海洋性レクリエーションとの紛争の予防及び調整・解決を促進し、海面の円滑な利用を図ることを目的に平成6年に設置。

これまで、委員の職務として、海面利用に関する事項の検討のほかに、漁業と遊漁との調整に関する事項等について、海区漁業調整委員会に意見を述べる場としていた。

北海道全庁的に協議会等の設置・役割について見直しを行い、第10期より意見を聴取する協議会として規約を改正したところ。

その他

「附属機関等の設置及び運営に関する基準」に基づき、協議会の会議資料及び議事概要は、ホームページ等で公表されます。

組織

①北海道海面利用協議会

- ・全道的な見地から意見を伺う
- ・1協議会（委員12名）

②地区海面利用協議会

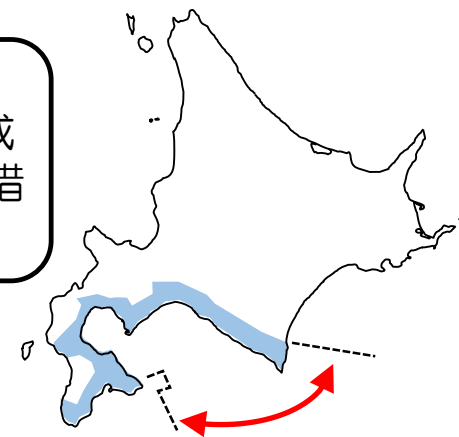
- ・地域の特定課題等について意見を伺う
- ・10協議会（石狩・後志、檜山、渡島、胆振、日高、釧路・十勝、根室、網走、宗谷、留萌 各委員7名）

過去の主要な検討内容

- ・秋さけ、さくらます船釣りライセンス制について
- ・さけ・ます有効利用調査について
- ・マツカワの資源保護対策について
- ・クロマグロの資源管理について など

(1) えりも以西太平洋海域におけるマツカワの資源管理について 資料3-2

昭和45年頃には日高地方では年間20トン以上の漁獲があったが、その後資源量が激減。資源回復のため平成18年から大規模放流を行うとともに、平成23年以降150トン/年の漁獲量を維持できる資源水準を目指し、資源管理措置として全長35cm未満魚採捕時の再放流を実施中



えりも以西太平洋海域

漁業権行使規則による規制

開始年度：平成17年度
 対象海域：えりも以西太平洋海域
 対象者：対象海域における沿岸漁協
 漁法：刺し網、小定置網、底建て網
 内容：全長35cm未満のマツカワ採捕禁止

海区漁業調整委員会指示による規制

開始年度：平成18年度
 対象海域：えりも以西太平洋海域
 内容：全長35cm未満のマツカワ採捕時の海中還元

資源管理協定による規制

開始年度：平成19年度
 対象海域：えりも以西太平洋沿岸の沖合海域
 対象者：対象海域における沿岸漁協及び底引き網漁業に係る漁協等
 漁法：全漁業種類
 内容：全長35cm未満のマツカワ採捕禁止
 混獲した場合は海中還元

<えりも以西海域の状況>

(北海道水産現勢参照)

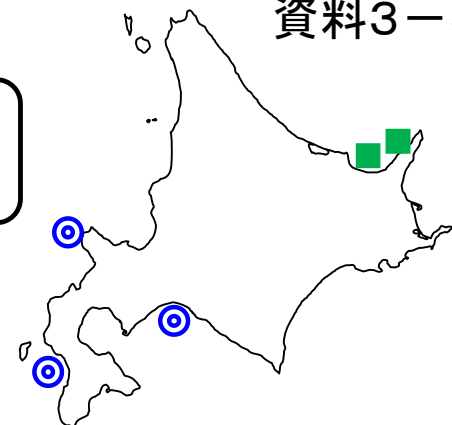
	H29	H30	R元	R2	R3
種苗放流 (千尾)	70	1,113	1,045	1,138	1,136
漁獲量 (トン)	148	135	109	81	95
日高	85	70	58	43	49
胆振	51	54	41	30	33
渡島	12	11	10	8	13
漁獲金額 (百万円)	202	172	140	90	95
日高	108	80	64	44	40
胆振	72	70	56	32	38
渡島	22	19	20	14	17

※渡島：長万部～函館市古部町までの区域

(2) 船釣りライセンス制について

海区漁業調整委員会の指示により、海域を指定しサケ・マス釣りを禁止し、ライセンスを受けた者に限り、一定条件の下で釣りができるようにする制度

資料3-3



<◎サクラマス>

胆振海域

開始年度：平成12年度

実施時期：12月15日～翌年3月15日

実施海域：鷗川町～室蘭市沖合5マイル線以遠
の第27号第二種共同漁業権漁場区域

後志海域

開始年度：平成15年度

実施時期：3月1日～5月15日

実施海域：後志総合振興局管内地先海域
(第二種共同漁業権漁場区域)

檜山海域

開始年度：平成16年度

実施時期：1月10日～5月21日

実施海域：檜山振興局管内地先海域
(第二種共同漁業権漁場区域)

<■サケ>

ウトロ海域

開始年度：平成元年度

実施時期：9月1日～9月25日

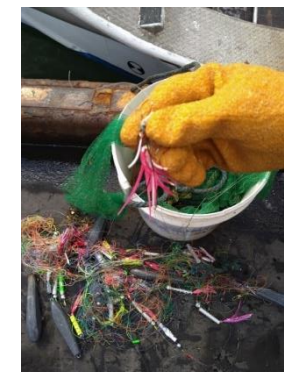
実施海域：斜里町ウトロ地先海域

網走・斜里海域

開始年度：令和4年度

実施時期：9月1日～9月30日

実施海域：網走市、斜里町沖合海域



(漁具に絡まる釣り針や錘)



(密集する遊漁船・PB)

網走・斜里海域を開始した背景

- 遊漁船・PBが集中し、漁具被害が多発したことや海難事故の発生を懸念。
- ミニボートの利用が多い沿岸域は、定置網等多数の漁具が設置されている他、漁船等の航行も多く、令和3年11月には死亡事故が発生。
- 近年、秋さけ資源が減少、持続的利用に懸念。



地域の漁業者と遊漁者との話し合いを重ね、近隣のウトロ海域と同様にライセンス制を導入することで、海域利用のルール化で合意。

○船釣りライセンス制の遵守事項

ライセンス取得者の遵守事項

- ①ライセンス証の備え置き
- ②章旗の掲揚
- ③遊漁者への遵守事項の周知
- ④漁具被害の未然防止
- ⑤釣果の報告
- ⑥委員会に対する調査の協力

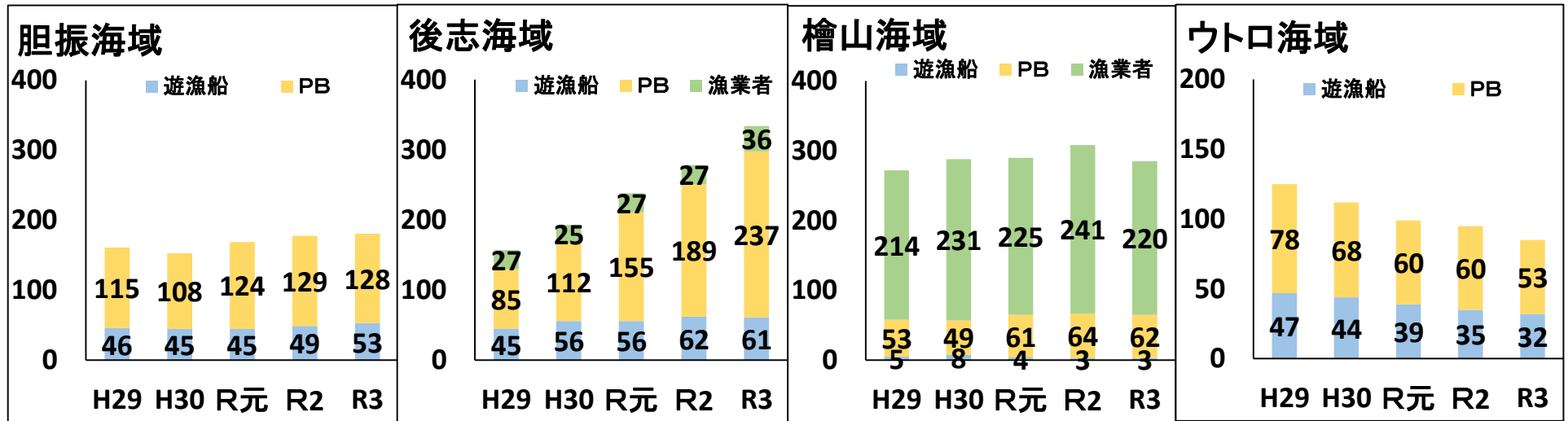
遊漁者の遵守事項

- ①ライセンス取得船への乗船
- ②漁具・漁法の制限【竿数は一人1本】
- ③釣果尾数の制限
- ④釣果報告
- ⑤漁具被害の未然防止
- ⑥放流、販売、廃棄の制限又は禁止
- ⑦委員会に対する調査の協力

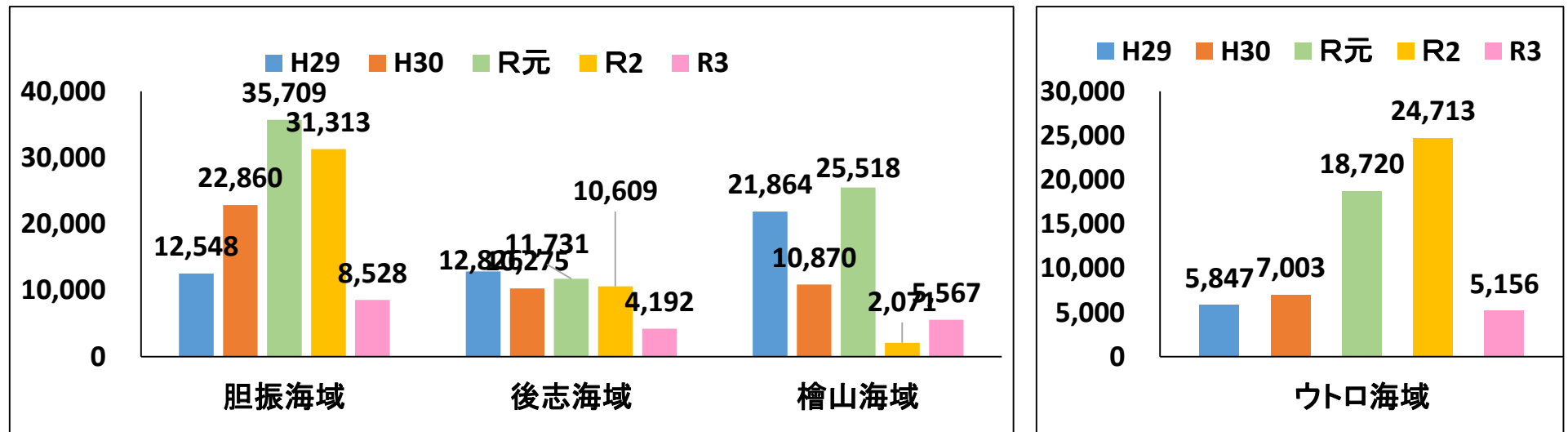
各年度の船釣りライセンス制の実施状況

資料3-3

＜ライセンス取得状況 単位：隻＞



＜釣獲尾数 単位：尾＞



(3) クロマグロの遊漁について

資料3-4

◎クロマグロの資源管理について

- 太平洋クロマグロは、日本をはじめ各国で漁獲してきた結果、資源が激減したことから、中部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での国際合意に基づき、**親魚資源量を回復させるため**、「30kg未満の小型魚を2002～2004年平均漁獲実績の半分までしか獲らない」、「30kg以上の大型魚は2002～2004年の平均漁獲実績から増加させない」という**漁獲量の上限を設定**するなど**厳しい資源管理措置に取り組むこととなった**。
- これを受け、**日本の漁業者は、一本釣り漁業を含め全ての漁法で厳しい資源管理に取り組んでおり、平成30年7月から海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく漁獲可能量（TAC）管理が行われ、令和2年12月以降は改正漁業法に基づいてTAC管理が行われている。**

※TACとは、Total Allowable Catch（漁獲可能量）の略。
魚種ごとに漁獲できる総量を定めることにより資源の維持・回復を図る資源管理の一手法。
北海道に関する魚種では、サンマ、スケトウダラ、スルメイカ、マイワシ等8魚種で実施中。

【令和4管理年度 当初における北海道漁獲可能量】

資源の種類	管理の対象となる期間	漁獲可能量
クロマグロ小型魚 (30kg未満)	令和4年4月1日から	12.8トン
クロマグロ大型魚 (30kg以上)	令和5年3月31日まで	319.6トン

◎クロマグロの遊漁について

■国の考え方

クロマグロについて、国際的な資源管理措置に基づき、漁業者に対し厳格な数量管理を実施しており、遊漁者についても、漁業者の取組に準じた協力をこれまでも求めてきたが、資源管理の実効性を確保するため、遊漁についても一定の管理を行う必要性が生じ、令和3年6月から広域漁業調整委員会指示による規制を導入した。

■令和4年度広域漁業調整委員会指示の概要

(1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1人1日あたり1尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならない。

ウ 委員会会長は、大型魚の採捕が漁獲可能量制度に基づく、くろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示する。